

費用見積書評価基準

計算方法及び配点

項目	計算方法	配点
提案費用 (構築・運用・保守)	最低評価用価格 ÷ 当該参加者の評価用価格 × 90 ※小数点第3位を切り捨て、上限額を超える場合は失格 ※「評価用価格」の算出方法は下記注記のとおり。	90
次回システム更新時 移行データ出力対応費用 (他社への移行)	最低見積価格 ÷ 当該参加者の見積価格 × 10 ※小数点第3位を切り捨て	10
合計		100

上記の計算方法をもとに事務局で採点を行い、その合計点に0.3を乗じたものを得点とする。※小数点第3位を切り捨て

【注記:評価用価格の算出方法について】

本審査における「提案費用」の評価は、各参加者が提示した「提案見積額」に対し、機能要件の差異に基づく価格調整を行った「評価用価格」を用いて算出する。なお、本調整は価格評価の公平性を期すためのものであり、評価用価格が実際の契約金額となるものではない。

1. 調整対象項目の抽出

機能証明書の各機能要件のうち、いずれかの参加者が「対応不可」と回答し、かつ、他の参加者が「対応可能(標準機能、オプション機能、カスタマイズのいずれか)」と回答した項目を調整対象として抽出する。

2. 加算基準額の算定

抽出された項目ごとに、以下の(1)又は(2)により「加算基準額」を算定する。

(1) 他の参加者からカスタマイズ費用の提示がある項目

「カスタマイズにより対応可能」と回答した参加者が提示した当該項目のカスタマイズ費用の平均額を加算基準額とする(※費用の提示が1者のみであった場合は、当該提示額とする)。

(2) 他の参加者からカスタマイズ費用の提示がない項目

他の参加者が「標準機能」又は「オプション機能」で対応可能と回答しており、カスタマイズ費用の提示が1件も存在しない項目については、当該項目が属する対象システム(統合認証、電子決裁、文書管理又は財務会計)の規模に応じた単価を以下の計算式で算出し、これを加算基準額とする。

加算基準額 = 当該対象システムに係る全参加者の提案見積額のうち「初期構築費」の平均値 ÷ 当該対象システムの機能要件総数
(※運用・保守費は計算に含めない。)

3. 評価用価格の適用

各参加者が「対応不可」と回答した項目について、上記「2. 加算基準額の算定」により算出した加算基準額を、当該参加者の提案見積総額に加算した金額を「評価用価格」とする。

(※全参加者が「対応不可」と回答した項目については、加算対象外とする。)